

○ 財務省告示第二百六十四号  
平成十三年七月二十五日より施行する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の

二 一 発行条件等を次のように定める。  
国庫短期証券（第二百十回）

二 一 発行条件等を次のように定める。  
国庫短期証券（第二百十回）

三 の法律発行の名称及び記載事務取扱規則（平成十一年大蔵省の

四 発行方法の適用法

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法  
市る参て札發によ「争は受けるも」とい  
場も加、「と行る価に日けるも」とい  
特の者財同「発行格付本銀のう」  
別にご務時と行競し銀行のう  
參よと大にい（以争て行るとし。）  
加るに臣行う。下入行とし。  
者発応がわ。札わする。法  
・行募各れ及一札わする。法  
第へ限國るび価一れ。法  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争の
千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万千九二 九四万兆 千百百三 八七円千 百十五 円七百 億十七 千七億 六千六 百六百 四十九 九十	額九額 面千面 金万金 額円額 でで 千二兆 四百三 七千五 七八十 五百二十 億円	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

価格競争入札発行」という。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発							
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發							
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日							
平 成 二 十 三 年 七 月 二 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に う 、 つ 。 そ が の 銀 百 円 業 業 日 日	額 面 金 額 を き 支 金 と 、 百 円 払 は 還 年 期 月 月 銀 行 翌 當 休 業 業 日 日	償 還 期 限 償 三 年 九 月 月 二 十 二 日	当 た 成 し 、 三 年 九 月 月 二 十 二 日	平 成 大 臣 四 厘 百 一 毛 に つ き 九 十 九 九	十 八 錢 四 厘 百 一 毛 上 の つ そ れ 九 ぞ れ 九 九	額 面 格 錢 百 百 円 上 に の そ れ 九 ぞ れ 九 九	額 八 面 格 錢 百 百 円 に に の そ れ 九 ぞ れ 九 九	募 八 錢 四 厘 百 一 毛 上 の つ そ れ 九 ぞ れ 九 九	十 八 錢 四 厘 百 一 毛 上 に の そ れ 九 ぞ れ 九 九	額 八 面 格 錢 百 百 円 に に の そ れ 九 ぞ れ 九 九	額 二 十 三 年 七 月 二 十 五 日	數 又 倍 は の 記 額 は 、 に 最 低 も 額 の 面 と 金